

加入者の皆様へ

マイナンバーカードの取得と保険証への登録をお願いします



【 STEP 1 マイナンバーカードを取得しよう！ 】

① マイナンバーカードを持っていない方に、「QRコード付き交付申請書」が順次送付されています。



「地方公共団体情報システム機構 (J-LIS)」から送付されます。
総務省のロゴマークも入っています。



QRコードをスマートフォンなどで読み取り、オンラインで申請するか、同封されている返信用封筒を使って、切手なしで郵送申請することもできます。

② 交付申請は以下の4つの方法で申請できます。

- | | |
|-----------|-------------------|
| ➤ スマホで申請！ | ➤ パソコンで申請！ |
| ➤ 郵便で申請！ | ➤ まちなかの証明写真機から申請！ |

③ 申請の後「交付通知書」が届きますので、市区町村にマイナンバーカードを取りに行きましょう！
マイナンバーカードの交付手数料は無料です。

マイナンバーカードの申請の内容はこちらで確認できます

<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/>



【 STEP 2 マイナンバーカードに保険証を登録しよう！ 】

マイナンバーカードを保険証として利用するためには、保険証利用の申込み(初回登録)が必要です(生涯1回のみ)。

① スマホで！ マイナポータルアプリを利用して初回登録ができます。  マイナポータルアプリに対応しているスマートフォンはこちら！ https://faq.myna.go.jp/faq/show/2587?category_id=10&site_domain=default	② パソコンで！ マイナポータル Web サイトにアクセスし初回登録ができます。  ※パソコンで初回登録をする場合はICカードリーダーが必要です。 スマートフォン・パソコンでの初回登録の詳細はこちら！ https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html
③ セブン銀行の ATM で！ セブン銀行の ATM を利用して初回登録ができます。 セブン銀行 ATM での初回登録の詳細はこちら！ https://www.sevenbank.co.jp/personal/atm/mynumbercard.html  	④ 医療機関受診時に！ 顔認証付きカードリーダーが設置してある医療機関・薬局等では、マイナンバーカードでの受診時に、合わせてマイナンバーカードの初回登録ができます。  
⑤ 各市区町村設置の住民向け端末で！ 各市区町村の住民向け端末(マイナポータル専用端末)で初回登録ができます。 (詳細は各市区町村にお問い合わせください) 	⑥ マイナポイント手続きスポットで！ マイナポイント手続きスポットとはマイナポイント予約・申込手続きが無料でできる場所で、初回登録もできます。 (イオンのスーパー、ビックカメラ、ヤマダ電機、郵便局、au・ソフトバンク・ワイモバイル・ドコモの各ショップ、セブン銀行 ATM、ローソンのマルチコピー機など全国約9万箇所の端末で手続きが可能。) ・マイナポイントの申込み手続きは R4 年 6 月 30 日～R5 年 2 月末まで ・マイナポイントの申込み手続きは、スマートフォンやパソコンでも可能です。 ・マイナポイント手続きスポットにより手続き方法(操作方法)は異なります。 https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/reserve_search/  



“マイナポイント”は、令和4年9月末までにマイナンバーカードの交付申請をした方が対象となりますので、早目に手続きを！

【 マイナンバーカードを保険証として利用すると 】

☒ ピッとするだけで、病院の受付を完了できる！	☒ 高額療養費の一時的な支払いが不要に！
顔認証（または4桁の暗証番号）によりカードリーダーで本人確認。受付でかかる時間の短縮が期待できます。  ※対応していない医療機関・薬局では従来どおり保険証で受診してください。	入院などで、医療費が高額になった場合に申請する限度額適用認定証の交付手続きが省略でき、高額療養費制度の限度額を超える一時的な支払いが不要になります。  ※対応していない医療機関では従来どおり限度額適用認定証が必要です。
☒ 健康保険証としてずっと使える！	☒ マイナポータルで特定健診・薬剤情報をいつでも確認できる！
転職や就職してもマイナンバーカードに保険証の利用登録をしていれば、保険証の切り替えを待たずにマイナンバーカードで受診できます。  ※対応していない医療機関・薬局では従来どおり保険証で受診してください。	マイナポータルから特定健診(40歳～64歳までの健診)・薬剤情報を閲覧できるので、自身の健康管理にも役立ちます。また、本人同意のもと特定健診・薬剤情報を医師・薬剤師と共有すれば、より適切な医療を受けられます。 
☒ 医療費控除の手続きが便利に！	☒ 処方箋が電子化され、紙で受け取る処方箋が不要になります！
マイナポータルを通じて医療費通知情報を入手できるようになり、所得税の確定申告に利用できます。 ※ただし、整骨院や鍼・灸・あんま・マッサージ等の療養費の分は取得できません。	令和5年1月(予定)から処方箋の電子化が始まり、処方箋を医療機関から紙で受け取り、薬局に紙の処方箋を渡すことがなくなります。  ※対応していない医療機関・薬局やご自身が希望しない場合は従来どおり紙の処方箋のやりとりになります。

- ✓ マイナンバーカードが保険証として利用できるのは、オンラインで医療保険資格を確認できるシステムを導入している医療機関・薬局です。（ステッカーやポスターが目印）
- ✓ 従来どおり、保険証でも受診できます。



導入している医療機関・薬局はこちらで確認できます

https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html



【 Q&A 】

question	answer
マイナンバーカードは持ち歩いて大丈夫なのですか？	キャッシュカードのように持ち歩いて大丈夫です。万が一、紛失してしまったら一時利用停止が可能ですので、マイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）にご連絡ください。（24時間365日対応しています。）
マイナンバーカードのうら面のマイナンバーを見られたら他人に悪用されませんか？	マイナンバーを見られても、他人はあなたになりすまして手続きすることはできません。マイナンバーを利用する手続きでは、顔写真付きの本人確認書類が必要なので、悪用は困難です。
特定健診情報や薬剤情報は、病院に必ず情報を渡す仕組みなのですか？	病院は自由に情報を見ることができるわけではありません。必ず本人の同意が必要となっています。
オンライン資格確認を導入している医療機関等で受診すると、なぜ自己負担が増えるのですか？	オンライン資格確認を導入している医療機関等では、今までに使った薬の正確な情報などを医師・薬剤師等と共有できることで、より多くの情報に基づいたより良い医療を受けることができるという考えから、患者の方にもその分一定のご負担をいただいています。 ※オンライン資格確認の医療機関等の導入は、令和5年4月から原則として義務付けられることが政府方針で決まりました。患者の方の上乗せ分の見直しも今後検討されます。